

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	グリーン投資減税の創設	
税 目	法人税、所得税	
要 望 の 内 容	<p>(1) 制度のコンセプト                      エネルギーの環境への適合及びエネルギーの安定供給確保の実現のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要。                      新成長戦略の観点からも、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が重要である。                      こうした観点から、新たな投資促進税制を創設し、環境エネルギー産業・市場の成長といった好循環を形成し、世界をリードする低炭素成長社会を実現する。</p> <p>(2) 対象者                      青色申告書を提出する法人又は個人のうち、対象設備（エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に資する設備）に対する投資を実施した者</p> <p>(3) 対象設備                      エネルギー基本計画においては、産業、運輸、業務部門のそれぞれについてCO<sub>2</sub>削減目標が示されている。本税制は、その目標達成を通じてエネルギーの環境への適合を図るべく、部門ごとに対象設備を設定する。その際、各部門に共通して、①個々の設備ごとにi) エネルギーの使用の合理化に著しく資すること、又はii) 使用に際してのエネルギーの消費に係るCO<sub>2</sub>排出量が著しく低いことを要件とし、かつ、②当該設備を本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備を対象を重点化する。                      また、再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、上記とは別に再生可能エネルギー利用設備を対象とする。</p> <p>(4) 措置の内容                      政策目標等に基づき今後横断的に普及加速化を促す必要のあるものであって、相当程度の効果（エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大）が見込まれる設備・機器を取得し、その後1年以内に事業の用を供した場合に、次のいずれか一方を選択し、税制優遇を受けられるものとする。                      ①普通償却に加えて、基準取得額の40%相当額を限度として償却できる特別償却                      ②中小企業者に限り、基準取得価額の7%相当額の税額控除。ただし、その限度控除額がその事業年度の法人税額の20%相当額を超える場合には、その20%相当額を限度とする。</p> <p>(5) 措置期間                      企業の設備投資においては意思決定までに長期間を要し、特に本税制の対象設備に関しては、意思決定から導入までにさらに長期間を有することから、投資効果を最大限に引き出すために税制措置期間を3年とする。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	▲40,340 百万円 （－ 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

近年、地球温暖化問題の解決に向けたエネルギー政策に関する内外からの要請が急速に高まっている。また、新興国等におけるエネルギー需要の増大により、エネルギーの安定供給の確保は、これまで以上に重要な課題となっている。さらに、エネルギー・環境分野に対する経済成長の牽引役としての期待が高まっている。こうしたエネルギー政策を巡る内外の環境変化を踏まえ、エネルギー基本計画及び新成長戦略では、以下の政策目標が掲げられている。

○ エネルギー基本計画（平成 22 年 6 月）

・ エネルギー起源CO<sub>2</sub>は、2030 年に 90 年比▲30%程度もしくはそれ以上の削減

（産業部門）1990 年：487 百万トン → 2030 年：350 百万トン（▲27%）

（運輸部門）1990 年：217 百万トン → 2030 年：154 百万トン（▲29%）

（業務部門）1990 年：164 百万トン → 2030 年：104 百万トン（▲37%）

・ 一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について 2020 年までに 10%に達することを目指す。

○ 新成長戦略（平成 22 年 6 月）

（2020 年までの目標）

・ 50 兆円超の環境関連新規市場

・ 140 万人の環境分野の新規雇用

・ 日本の民間ベースの技術を活かした世界の温室効果ガス削減量を 13 億トン以上とすること（日本全体の総排出量に相当）

こうした政府レベルの目標に即し、①エネルギー基本計画の目標達成を通じたエネルギーの環境への適合、②エネルギーの使用合理化やエネルギー源の多様化等のエネルギー需給構造改革を通じたエネルギー安定供給の確保、③環境エネルギー産業・市場の成長を政策目的とする「グリーン投資減税」を創設する。

(2) 施策の必要性

エネルギーの環境への適合及びエネルギー需給構造の改革のためには、需要・供給両面において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減や再生可能エネルギー導入拡大に資する設備投資の加速化が不可欠である。このため、①今後普及を加速化すべきものとして政策的に重点投資を促す設備等を明確に提示するとともに、②投資意欲のある企業に対し、税額控除、特別償却の選択適用を可能とすることにより、裾野の広い高効率な省エネ・低炭素設備投資の加速化や、再生可能エネルギー利用設備を導入する新たな担い手の拡大を促すことが必要である。

また、新成長戦略（本年 6 月閣議決定）の観点からも、「再生可能エネルギーの普及拡大支援策や、低炭素投融資の促進、情報技術の活用等を通じて日本の経済社会を低炭素型に革新」、「エコ住宅の普及、再生可能エネルギーの利用拡大や、ヒートポンプの普及拡大、LEDや有機ELなどの次世代照明の100%化の実現などにより、住宅・オフィス等のゼロエミッション化を推進」との記載もあるとおり、特に成長・競争を促すべき最先端の機器・技術等については、支援措置の深掘り・重点化が必要である。

なお、エネルギーは、国民生活のあらゆる活動に必要とされることから、その環境への適合や安定供給の確保は国家的な課題であり、政府が主体として施策を講じることが必要不可欠である。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今回の要望に関する事項</p>	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>基本目標 I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>施策大目標 1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること</p> <p>施策中目標 1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること</p>
		<p>政策の達成目標</p>	<p>(産業部門)</p> <p>○産業部門において世界最高のエネルギー利用効率の維持・強化を図る。</p> <p>○2030年には1990年比27%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(運輸部門)</p> <p>○必要な政策支援を積極的に講じた場合における、乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を、2020年までに最大で50%、2030年までに最大で70%とすることを旨とする。</p> <p>○2030年には1990年比29%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(業務部門)</p> <p>○ビル等の建築物については、2020年までに新築公共建築物等でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現し、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを旨とする。</p> <p>○2030年には1990年比37%のCO<sub>2</sub>削減。</p> <p>(新エネルギー部門)</p> <p>○2020年までに一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合について、10%に達することを旨とする。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p>	<p>平成23年度～25年度</p>
		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量削減効果：</p> <p>(産業部門) 12.2百万トン</p> <p>(運輸部門) 1.1百万トン</p> <p>(業務部門) 2.8百万トン</p> <p>再生可能エネルギー導入拡大効果：1.5百万kl(原油換算)</p>
		<p>政策目標の達成状況</p>	<p>&lt;エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出削減目標&gt;</p> <p>(2007年現在のCO<sub>2</sub>排出量→2030年の目標)</p> <p>産業部門：467百万トン→350百万トン 25%の削減が必要</p> <p>運輸部門：245百万トン→154百万トン 37%の削減が必要</p> <p>業務部門：243百万トン→104百万トン 57%の削減が必要</p> <p>&lt;再生可能エネルギー導入目標&gt;</p> <p>一次エネルギー供給に占める再生可能エネルギーの割合 6%(2008年)。目標は、2020年までに10%。</p>
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p>	<p>適用事業者数(見込み)</p> <p>平成23年度 のべ67,000社</p> <p>(経済産業省ヒアリング調査を基に推計)</p> <p>※業種、事業規模を問わず、幅広い事業者による適用が見込まれる。</p>

		<p>要望の措置の 効果見込み (手段としての有効性)</p>	<p>&lt;平成 23 年度から平成 25 年度におけるエネルギー起源CO2 排出削減効果&gt;  (産業部門) 12.2 百万トン  ※2030 年には 90 年比 27%のCO2 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。  (運輸部門) 1.1 百万トン  ※2030 年には 90 年比 29%のCO2 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 0.5%に相当し、一定の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。  (業務部門) 2.8 百万トン  ※2030 年には 90 年比 37%のCO2 削減を目標としているところ、上記は 90 年排出量の 2%に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。  &lt;平成 23 年度から平成 25 年度における再生可能エネルギー導入見込み&gt;  1.5 百万kl (原油換算)  ※08 年の再生可能エネルギー量の 1%に相当し、相当程度の効果が見込まれるため、手段として有効であると考えられる。</p>
	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車税のグリーン化 電気自動車、燃料電池自動車 等</li> <li>・低公害自動車に係る自動車取得税の税率に関する軽減措置 電気自動車、燃料電池自動車 等</li> <li>・低公害用車燃料供給設備に係る特例措置 電気充電設備、水素充てん設備</li> <li>・自動車重量税・自動車取得税の時限的減免措置 電気自動車、燃料電池自動車 等</li> </ul>
	<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p>		<p>○省エネルギー関連&lt;平成 22 年度予算ベース&gt;  ・エネルギー使用合理化事業者支援事業 (270 億円)  ・住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進 (134 億円)  ○新エネルギー関連  ・新エネルギー等事業者支援対策事業 (289 億円)  ○次世代自動車の技術開発・導入促進  ・クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金 (124 億円)</p>
<p>相当性</p>	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>		<p>予算上の措置は、本税制の対象設備と比して、より先端的な実証段階にある設備の導入支援、並びに長期的な視点から重要な役割を担う技術開発を推進するための措置である。これに対して、本税制措置は、導入段階にありながらも初期費用の制約により十分に普及していない設備・システムについて導入支援を行うものである。</p> <p>エネルギー基本計画においては、「本基本計画その他の法律等により政策的支援の必要性・緊要性が位置づけられるものについては、規制・予算・税制・金融措置などの政策を総動員し、最小の国民負担で最大の効果と全体最適が確保されるポリシーミックスを構築していくことが重要である」とされている。</p> <p>本税制は、①個々の設備の性能要件を設け、エネルギーの使用の合理化に著しく資する設備等に対象を絞り込むことに加え、②本税制措置の対象とすることにより、相当程度の需要の増大が見込まれるため、エネルギー起源CO2 排出量の削減に相当程度寄与することが見込まれる設備に対象を重点化することとしている。このように、政策目的に照らして効果の高い設備に支援対象を重点化し、必要最小限の国民負担で最大限の効果が得られるようにしている。</p> <p>また、上記のように予算措置で開発・実証された設備を本税制により普及拡大を図るというポリシーミックスを構築し、重複のない、かつ、連続した施策手段を講じている。</p>
		<p>要望の措置の 妥当性</p>	

<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>
	<p>租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>新規</p>	